平成２３年（フ）第２４８５号
埼玉県幸手市香日向１丁目７番17号
破産者　有限会社大増
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５０９号
東京都武蔵野市八幡町１丁目４番18号
破産者　ポエムハート株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５１０号
東京都三鷹市新川５丁目18―21　フラワーハイツ３―106
破産者　石丸　恵司
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５５１号
千葉県習志野市秋津５丁目４番４号
破産者　株式会社アルファモード
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５５２号
千葉県船橋市宮本３丁目２―13―602、開始決定時の住所千葉県船橋市若松１丁目１―24―303
破産者　竹井　康一
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５５４号
神奈川県横浜市南区六ツ川１丁目132―１―２―306
破産者　緒方　正夫
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５６４号
神奈川県川崎市麻生区細山４丁目14―３
破産者　末吉　裕一
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５７０号
茨城県筑西市樋口1300―155　県営13棟３階１号
破産者　水井　信雄
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５７６号
島根県松江市乃木福富町405番地１
破産者　株式会社アール・アンド・ケイ
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５７７号
東京都大田区東馬込１丁目23―17―803　細貝方
破産者　内藤　律夫
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６３１号
東京都西東京市田無町３丁目３番25号
破産者　有限会社ハスミエンジニアリング
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７４７号
東京都江東区北砂３丁目２―２―1002
破産者　飛松　里美
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９２１号
神奈川県相模原市緑区下九沢2937―１―206
破産者　小野　優勝
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９３５号
東京都江東区大島４丁目21―１―406
破産者　ミッション　チェリー　リン　ロンドレス
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９４０号
東京都武蔵野市西久保３丁目６―10―Ａ―102
破産者　小竹　陽子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５３号
千葉県市川市田尻３丁目11―27―101
破産者　斉藤和香生
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９７０号
千葉県野田市野田636―３―Ｉ―407
破産者　濱　八千代（旧姓中山・加藤）
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９８９号
東京都板橋区志村１丁目４―23―601
破産者　本間　勇二
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９９２号
東京都大田区蒲田２丁目９―14―203
破産者　森田　光一
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０２２号
東京都足立区入谷８丁目16―３―901
破産者　工藤　大吉
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０２３号
東京都狛江市駒井町１丁目８―２
破産者　中田　陽子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０２８号
東京都三鷹市深大寺３丁目20―44　第１田中荘Ｈ
破産者　新井　　宏
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部